島健福第１６１９号
令和６年７月２６日

大阪社会保障推進協議会
会長　　安達　克郎　様

島本町長　山田　紘平

2024年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和６年６月１８日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 職員問題

① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

【回答】（人事課）
本町においては、職員数の適正規模を維持するため、毎年度、計画的な採用等に努めています。
引き続き、緊急時や災害時においても必要な住民サービスを継続的に提供することができる職員体制の構築に努めてまいります。

② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】（人事課）
本町においては、女性職員の採用及び管理職への登用に当たっては、男女の区別なく個人の能力に基づき処遇していますが、女性管理職の割合は、現状で約１３％にとどまっています。
原因の一つとして、女性職員の係長級昇任試験の受験者が低調であることが挙げられます。これに対し、本町では、令和４年度に、試験型に加えて選考型の係長級昇任制度を導入しました。また、本年度には「人材育成・確保基本方針」を策定する予定であり、その策定過程で実施する職員アンケート等を活用して改めて原因の分析や課題の抽出を行い、その是正や改善に向けた対策を講じてまいります。
以上のような取組を通じて、今後も引き続き、女性管理職の登用の推進に鋭意努めてまいります。

③ 大阪には多くの外国人が住んでいる（現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい）にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

【回答】（人事課）
本町においては、現状、外国語による窓口対応専門の職員は配置しておらず、翻訳機であるポケトークを活用して対応しています。ポケトークを使用する際には、できる限り平易な言葉で説明するなどの工夫をすることにより、外国語での窓口対応を円滑に行えるようにしています。
なお、本町における外国人人口の国籍別内訳（令和６年４月１日現在）は、次の表のとおりです。
また、外国語での対応ができる職員の有無や人数については、把握していません。

（単位：人）

総　　数	韓国・朝鮮	中　　国	ベトナム	ネパール	インド	カンボジア	その他
270	69	65	48	13	12	8	55

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

①　2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。
【回答】該当なし

②　子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態をふまえ以下について要望する。

イ　就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。
【回答】（教育総務課）
本町の就学援助制度については、紙媒体で行っていた申請を、令和５年度からオンライン申請と併用し、令和６年度から完全にオンライン申請のみとしました。
国基準に上乗せした補助につきましては、町の財政状況を踏まえますと独自での実施は困難でありますが、今後も利用者の利便性の向上に努めてまいります。

ロ　朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。
【回答】（福祉推進課）
現時点において、朝ごはん会の実施等の制度化は考えておりません。

ハ　大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。
【回答】（福祉推進課）
現時点でフードバンク等の事業の立ち上げは考えておりませんが、生活が困窮している等日々の食事にも困っている方に対しては、島本町社会福祉協議会において、島本ライオンズクラブ「おもいやり基金」や提供品を活用し、食料の現物提供を行っております。
【回答】（環境課）
農林業祭等のイベントにおいて、島本町社会福祉協議会等と協力し、フードドライブを実施しております。

ニ　児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】（福祉推進課）

児童扶養手当の申請時および現況届提出時においては、今後もプライバシーに配慮し対応したいと考えております。

③　子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】（福祉推進課）

子ども及びひとり親医療費助成については、大阪府制度により、１医療機関・１回の受診につき最大５００円の自己負担が発生しますが、同月内に同一医療機関でかかる医療費は１，０００円を上限としており、また、同月内での医療費が２，５００円を超えた分は償還払いにより、後日返還されることで、負担軽減が図られております。

子ども医療費助成については、本町ではこれまで、０歳～１５歳到達年度末（中学３年生）までを助成対象としてきましたが、令和６年７月から対象年齢を拡大し、「１８歳到達年度末」（高校３年生相当）までを助成対象としております。

医療費等の無料化については、現時点では大阪府下の市町村が上記制度としているところから、各自治体や大阪府の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

【回答】（すこやか推進課）

妊産婦医療費助成制度については、他の自治体（都道府県及び市）において制度を創設されていることを把握しておりますが、制度創設には町独自で財源の確保が必要となることから、現時点では実施の予定はございません。

本町では妊産婦に対する支援として、妊婦健診（一人あたりの助成上限額１２０，０００円、多胎の場合は追加交付あり）、産婦健診（一人あたりの助成上限額５，０００円×２回）の費用助成を実施しております。

④　小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】（教育総務課）（子育て支援課）

本町における学校給食は、各校とも自校式又は親子方式により完全給食を実施しております。

小中学校の給食費の無償化につきましては、町の財政負担等を踏まえますと、独自での実施は極めて困難であることから、国制度として、給食費無償化を実現するよう要望してるところでございますが、令和６年度につきましては、昨年度から続く食料品等の価格高騰を受け、やむを得ず令和５年６月から学校給食費を１食当たり一律２５円増額したところであり、その増額分については保護者に負担を求めず、公費負担とする措置を講じております。

なお、本町では、就学援助制度において、準要保護世帯に対し給食費の全額を援助費として支給しております。

また、保育所、認定こども園及び幼稚園（特定教育・保育施設に限る。）の副食費の無償化につきましては、市町村民税所得割額が一定額未満の世帯に属する児童及び当該児童が第三子にあたる場合等において、国の制度により、副食費が免除されることとなっております。

本町の保育所・こども園・幼稚園などの取組といたしましては、保育所又は認定こども園の保育部分に在籍し、上記副食費の免除対象となる児童が属する世帯に対しましては、主食費につきましても免除又は保育施設に対し費用の一部を補助しており、また、特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する児童が属する世帯につきましても、同様の基準に該当する場合には、保護者が在籍施設に対して支払った副食費の一部を補助することにより、保育所等をご利用の皆様の更なる負担軽減を図っております。

⑤ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】（教育総務課）

学校の歯科健診において「要受診」と診断された児童・生徒の家庭に対しては、今後も引き続き、受診勧奨その他保健指導を適切に行ってまいります。歯科健診等により口腔崩壊の状態となっている児童・生徒を発見したときは、学校、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談担当課その他関係機関が緊密に連携を取り、支援を要すると認められる家庭に対し、治療のための医療機関への接続その他適切な対応を図るよう努めてまいります。

⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため、全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】（教育総務課）

給食後の歯みがき時間の設定につきましては、休み時間に実施可能と考えますことから、そのための時間を設けることは特に考えておりません。

なお、小学校においては、児童の歯みがき習慣の育成のため、歯みがき指導等を適宜実施しております。

フッ化物洗口の実施につきましては、今後も、府内自治体の動向を注視してまいります。

⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】（すこやか推進課）

障害などにより、一般の歯科診療所での治療が困難な方々を診療する歯科診療所は町内にはありませんが、高槻市と協定を締結し、「高槻市立口腔保健センター」を利用いただけるように体制整備をしております。

なお、知的障害者口腔ケア事業として、町内の障害者施設において、歯科健診や歯科衛生士による健診後の電話による確認等を行っております。

⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

【回答】（教育総務課）

本町では、修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由により奨学金の貸与がなければ、高等学校及び高等専門学校に入学又は在学が困難な生徒に対し、貸付型奨学金制度を実施しております。

近年の貸与実績がないことや高校無償化が進む中で、町の奨学金制度の在り方を検討してまいります。

⑨ 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】（都市計画課）
町営住宅は１４２戸で、現在の空家数は０戸です。
町営住宅においては、定期的に空き家待ち募集を行っておりますが、発生する空き家数に対し入居申込者が多い状況であり、今後も低額所得者のための安定した居住を確保するという、公営住宅本来の目的を継続させる必要があると考えております。
つきましては、現在、ご要望にあるような特定の団体への提供等はできない状況であることについて、ご理解いただきますようお願いします。

⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。
【回答】（教育総務課）（子育て支援課）
本町においても、島本町保育士宿舎借上支援事業補助金の交付制度を設けておりましたが、これまで利用者がなく、各民間保育事業者に当該補助金制度の利用希望等調査を行いましたが、いずれの事業者からも利用希望がなかったため、令和３年度末をもって廃止となりました。
今後、保育士の確保や定着を図るための補助制度につきましては、民間保育事業者と連携し、意向を踏まえつつ、町財政の状況を鑑みながら、必要に応じ検討してまいります。
なお、本町の学童保育室においては、現時点で民間学童保育室がないため、該当がないものと考えております。

⑪ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi－Fiにアクセスできるようにすること。
【回答】（行革デジタル推進課）
公共施設へのフリーＷｉ－Ｆｉの導入につきましては、平成３０年度に指定避難場所であるふれあいセンターにおいて災害発生時に必要な情報伝達手段を確保するためＷｉ－Ｆｉ環境の整備をいたしており、今年度においては同様の観点から人権文化センターへの導入を予定しております。
その他の公共施設への導入につきましては、費用対効果等を踏まえ検討してまいります。

⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。
【回答】（教育推進課）
２０２５年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）への小中学校の学校行事としての参加につきましては、大阪府教育庁教育総務企画課から依頼を受けているところでございます。本町といたしましては、大阪府教育庁からの依頼を各学校と共有しておりますが、学校行事の決定は、各学校が行うものでありますことから、島本町教育委員会として、各学校の万博への参加、不参加の指示はいたしておりません。
本町といたしましても、子どもたちの安全を最も重視しておりますため、交通アクセスや熱中症、食事会場等の安全面の確保を大阪府へ要望しているところでございます。

3. 医療・公衆衛生

① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次への新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

【回答】(議会総務課)

当該項目については、議長から全議員に周知いたしました。

② 新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが、未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第 8 次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

【回答】(すこやか推進課)

保健所の機能強化や保健師などの人材確保については、大阪府において第８次医療計画に基づき適切に対応されていると認識しております。

本町といたしましても、引き続き管轄保健所である大阪府茨木保健所と連携のもと、必要な感染症対策に取り組んでまいります。

③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

【回答】(環境課)

ＰＦＡＳにつきましては、全国各地において、暫定的な目標値を上回る調査結果が出ており、健康被害が懸念されているところです。

本町におきましても、河川等におけるＰＦＡＳの水質調査を行い、その調査結果をホームページにおいて、住民の皆さまにお知らせしているところです。

今後も引き続き、河川等における水質調査を継続するとともに、国の動向を注視しながら、対応方法を検討してまいりたいと考えております。

4. 国民健康保険

① 2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

【回答】（保険年金課）

国民健康保険料につきましては、法令及び大阪府の国民健康保険運営方針に基づき、適切に賦課を行ってまいります。

② 18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対して制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】（保険年金課）

都道府県の保険給付費等交付金の対象とならない給付事業は、保険料上昇の要因となるため、現在予定しておりません。

６月の保険料本算定送付時は、同封のチラシに減免制度について記載しており、郵送申請が可能となるよう申請書類については、ホームページに掲載いたしております。

③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ 2025 年 10 月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

【回答】（保険年金課）

資格確認証の交付事務につきましては、国の通知及び府の共通基準に基づき適切に実施してまいります。

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等外国語対応をすること。

【回答】（保険年金課）

現在、外国語対応した書面を作成する予定はありませんが、町ホームページに掲載している国民健康保険に関するお知らせにつきましては、翻訳機能を利用することで多数の言語に対応できるようになっております。

5. 特定健診・がん検診・歯科検診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】（保険年金課）

第３期データヘルス計画策定に合わせて、特定健診の追加項目について検討を行い、医師会との協議の結果、令和６年度から総コレステロール、血清アルブミン、貧血検査の全数実施、尿潜血を追加いたしました。

また、特定健診の外国語に対応した書面を作成する予定はございませんが、町ホームページに掲載している特定健診に関するお知らせにつきましては、翻訳機能を利用することで多数の言語に対応できるようになっております。

【回答】（すこやか推進課）

がん検診については、国の指針に基づいて実施しており、令和２年度からは、胃がん検診として、胃エックス線検査に加え、新たに胃内視鏡検査を実施する等の取組を行っております。

がん検診受診率向上策の一つとして、令和６年度からは、「５０歳の方」のがん検診及び「６５歳以上の方」の肺がん検診を無料とするなど、受診率向上に努めているところです。

また、外国籍の方が受診する際等への対応のため、翻訳機を購入しております。

② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

【回答】（すこやか推進課）

本町では、平成３１年３月に「健康づくり事業・食育の取組における基本方針」を策定しており、指針において、歯と口の健康に関する取組方針を掲げております。

歯科健診については、１８歳以上の方を対象（妊産婦は１８歳未満を対象）としており、年に1回、無料で受診していただくことができるよう、高槻市歯科医師会と連携のもと体制整備を図っております。また、高槻市歯科医師会において、訪問診療の相談等に対応するため、「在宅歯科ケアステーション」を設置しており、本町でも住民や関係機関に対して周知をしております。

6. 介護保険・高齢者施策

① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】（高齢介護課）

高齢者の介護保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れすることは国において不適切とされています。

介護給付費準備基金の使途については、将来にわたっての介護保険制度の安定的な運用のために、保険者で適切に判断します。

介護保険に対する国庫負担の引き上げについては、引き続き国に要望してまいります。

② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】（高齢介護課）

低所得者等への介護保険料については、第１段階から第３段階までは、国において公費による負担軽減制度が設けられており、町においても一部費用を負担しています。なお、第３段階以降の段階への介護保険料軽減を実施する場合、その費用は６５歳以上の第１号被保険者の保険料から捻出する必要があり、他の段階の保険料額をさらに引き上げる必要があることから第１段階から第３段階以外への軽減制度の創設は考えておりません。

また、介護保険料の全額免除は国において不適切とされていることから考えておりません。

③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】（高齢介護課）

低所得者の利用者負担の無料化・施設利用の食費・部屋代の軽減措置については、自治体独自で行う場合、その費用負担をどこかに求めなければならないことや負担の公平性の観点から行う予定はございません。

④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】(高齢介護課)

本町の総合事業における利用の流れについては、新規申請の方は要介護認定申請を案内し、更新の方で訪問介護や通所介護のみを利用されている方はチェックリストにより判定を実施しております。

また、要支援認定及び事業対象者のサービス利用は、ケアマネジャーによるアセスメントにおいて、適切なサービス利用につながるようにしており、専門的なサービスを必要とする方には、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを利用いただいています。

ロ 総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

【回答】(高齢介護課)

総合事業の対象者は、国が定める介護保険法施行規則により、一部サービスについては要介護者の利用の弾力化が認められていますが、基本は要支援者及びチェックリスト該当者となっています。

ハ 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

【回答】(高齢介護課)

総合事業の現行相当サービスである、指定相当訪問型及び指定相当通所型サービスについては、サービスの報酬等を国が基準を示しており、本町では当該基準と同額の報酬単価設定をしています。

ニ いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメント対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】(高齢介護課)

介護状態となることを予防することや要介護状態となったあとも、本人が有する能力の維持向上を図ることは、介護保険法に規定されている基本理念です。このことから、本町では、介護保険サービスを利用されているご本人の自立に向けた支援を検討するために「自立支援に資するための地域ケア会議」を定例開催しています。

⑤ 保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】(高齢介護課)

介護予防や重度化防止に向けての目標の設定については、介護保険法の趣旨に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止につながるものとなるように設定してまいります。

⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】(高齢介護課)

処遇改善助成金につきましては、本町単独で制度化することは、財源も限られている中では、困難であると考えております。

なお、公費による介護人材のさらなる処遇改善については、引き続き国に要望を行ってまいります。

⑦ 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】（高齢介護課）

町内の特別養護老人ホームの入所者の状況は、大阪府が毎年実施している調査を通じて、本町でも把握しております。なお、高齢者入所施設の整備につきましては、介護保険料に直結することにもなるので、介護保険事業計画に基づき対応してまいります。

⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1、2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

【回答】（高齢介護課）

第１０期介護保険計画に向けての検討課題はこれから国において詳細が議論されていくものであると理解しています。なお、介護需要のさらなる増加が見込まれる中、介護保険制度の維持を図るためには、その費用負担はどこかに求める必要があることは一定やむを得ないものと考えています。

⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し、熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度を作ること。

【回答】（高齢介護課）

高齢者宅への毎日訪問は物理的にできないことであることから、高齢者団体や高齢者やケアマネジャーが集まる機会を通じて、熱中症予防の周知・啓発と注意喚起を呼びかけてまいります。

自治体単独で、電気料金に対する補助制度を創設することは、財源も限られていることから困難であると考えております。

⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】（高齢介護課）

マイナンバーの活用に関しては国の施策であり、ご要望いただいた意見について、本町から国への要望の予定はございません。

⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】（高齢介護課）

本町では、低所得者で中等度の難聴高齢者に対する町独自での補聴器購入の一部助成制度を、令和６年４月から開始しています。

⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配付を行うこと。

【回答】（すこやか推進課）

６５歳以上の高齢者等に対する新型コロナワクチン接種については、令和６年度から定期接種（B類疾病）に位置付けられます。

国が示している資料によると、接種にかかる費用は１件あたり１５，３００円程度で、令和６年度については、国から１件あたり８，３００円の助成がございます。本町では、生活保護以外の方は自己負担金として３，０００円を徴収する予定としております。

開始時期は１０月１日と示されていることから、医師会等の関係機関と連携を図りながら事務を進めてまいります。

⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

【回答】（福祉推進課）

老人医療費助成制度については、都道府県制度が廃止となっており、町独自で制度を創設する予定はございません。

⑬ 帯状疱疹は80歳までに3人に１人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90％以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

【回答】（すこやか推進課）

令和６年６月に開催された厚生労働省の専門委員会において、「科学的に定期接種化が妥当」と判断され、今後、定期接種化に向けて対象年齢やワクチンの種類などの詳細な議論をすすめることとされております。

引き続き、定期接種化に向けての国の動向等を注視してまいります。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】（福祉推進課）

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等については、厚生労働省の通知等に基づき、適切に運用してまいります。

③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場所はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】（高齢介護課）
６５歳になった障害者の介護保険サービス利用につきましては、法令や関係通知に則って適切に運用してまいります。

④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外であるということという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

【回答】（福祉推進課）
介護保険への移行や障害福祉サービスの継続利用については個々の状況を鑑み、判断してまいります。

⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

【回答】（高齢介護課）
障害福祉担当課と調整し、必要であれば検討してまいります。

⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】（高齢介護課）
障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、総合事業の訪問型・通所型サービスをご利用される場合には、これまで同様、ケアマネジャーによるアセスメントの上、個人の障害の状況に応じて、適切なサービス利用ができるように調整してまいります。

⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】（高齢介護課）
介護保険のサービス利用につきましては、サービス受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。

⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】（福祉推進課）
本町では、2018 年 4 月以前から精神障害者保健福祉手帳（等級問わず）所持者に対しても障害者医療費助成制度の対象としており、独自の対象者拡大を行っております。

8. 防災関係

① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの様式化をすみやかに実施すること。

【回答】（危機管理室）
災害時の避難所である町立小学校設備について、体育館の冷暖房整備率、トイレの洋式化整備率ともに100％です。

② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準（被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準）に照らし避難計画を見直すこと。
【回答】（危機管理室）
島本町避難所運営マニュアルでは参考としてスフィアプロジェクトの理念を紹介しており、その理念に則った避難所の運営を目指し取り組んでおります。

③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。
【回答】（危機管理室）
高齢者や障害者などの避難行動要支援者にかかる個別避難計画に昨年度から着手しており、災害時の逃げ遅れゼロの実現に向け取り組んでまいります。

9. 島本町独自要望

1 物価高騰下、町独自の「支援金」（商品券）の3回目の支給を行う。
【回答】（福祉推進課）
現時点において、本町独自の支援金を支給することは考えておりません。

2 65歳以上の町民のインフルエンザ、コロナワクチン接種に町独自で支援を行う。
【回答】（すこやか推進課）
６５歳以上の高齢者インフルエンザワクチン接種につきましては、生活保護世帯以外の方は自己負担金として１，５００円を徴収しています。
また、新型コロナワクチンにつきましては、６．⑫に記載のとおり、生活保護以外の方は自己負担金として３，０００円を徴収する予定としております。
現時点では、生活保護世帯以外の方につきましては、一定額を自己負担いただくこととしております。

3 特定健診項目に心電図、眼底検査、聴力検査、胸部Ｘ線検査を加えること。
【回答】（保険年金課）
第３期データヘルス計画策定に合わせて、特定健診の追加項目について検討を行い、医師会との協議の結果、令和６年度から総コレステロール、血清アルブミン、貧血検査の全数実施、尿潜血を追加いたしました。

4「加齢性難聴者の補聴器購入費助成」制度の創設を国に強く求めること。町独自制度の助成額引き上げ、対象拡大を図ること。
【回答】（高齢介護課）
加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度の創設の国への要望については、他の高齢者福祉に関する国や大阪府への要望事項の状況や優先順位等を踏まえ判断してまいります。なお、町独自制度の助成額引き上げや対象拡大は財源も限られていることから予定しておりません。

5 国民健康保険会計の財政調整基金を被保険者の保険料負担軽減、健康増進策の実施に活用すること。

【回答】（保険年金課）

国民健康保険事業財政調整基金は、大阪府の事業費納付金を通じた保険料抑制に活用するほか、町独自保健事業である、人間ドック費用助成上乗せ及び特定健診追加項目などに活用しております。

6 福祉ふれあいバスの運行について町民の意見を聞いてより使いやすいものにしていくこと。

【回答】（高齢介護課）

福祉ふれあいバスの運行については、これまでも可能な限り、要望等でいただいたご意見を踏まえて見直しを行っています。

7 ふれあいセンター駐車場を広げること。

【回答】（総務・債権管理課）

ふれあいセンターの駐車場は、限られたスペース内に駐車場を設けていることから、満車の際には役場駐車場に駐車していただくこととしておりますので、ご理解賜りますよう、お願いします。

なお、役場駐車場については、現在、新庁舎建設に当たり、駐車区数が少なくなっていることから、広報誌等でもお知らせしているとおり、できる限り、徒歩・自転車・公共交通機関での来館をお願いいたします。

8 住宅開発により町内の交通事情が悪くなっている。高齢者、障がい者、幼い子どもなど町民すべてが安心して歩けるよう道路整備を進めること、また町としての交通政策を持つこと。

【回答】（都市整備課）

住宅開発に伴う歩行空間の道路整備につきましては、周辺にお住いのみなさまが、安心安全に利用していただけるよう、過去から、開発事業者と協議の上、歩行空間の確保に努めているところでございます。

今後につきましても、集合住宅建設等の大規模開発がなされる際には、速やかに事業者との協議が開始できるよう努めるとともに、歩行空間の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、交通政策につきましては、島本町第五次総合計画及び島本町都市計画マスタープランにおいて、道路などの都市基盤となる施設について、方針や目指すべき姿を示しており、歩行者道路につきましても、今後周辺環境の変化に応じて、可能となる効果的な整備を検討し、安心して通行できる道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

9 安心安全な水道水を守るため、有機フッ素化合物等による河川、地下水、土壌への影響を調査し、情報公開を行うこと。PFAS の暫定基準値の見直しを国に求めること。

【回答】（工務課）

水道水の原水としている地下水、および浄水については、毎年定期的に検査を実施し、町ホームページにおいて結果を公表していきます。

また、PFAS の暫定基準値については、環境省が設置する「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」や「水質基準逐次改正検討会」の動向に注視していきます。

10 新しい町立体育館、プール、テニスコートの建設に当たっては町民各層が安全かつ快適に、安価に利用できる施設とすること。

【回答】（生涯学習課）

新体育館等の整備につきましては、子どもから高齢者まで、全ての住民の皆さまに、安全で快適にご利用いただける施設となるよう、基本計画の中で具体的に検討してまいります。

11　第1小学校の学校給食を自校で作れるようにすること。

【回答】（教育総務課）

第一小学校の給食については、第四小学校で調理し、運搬しているところですが、自校式にするには、給食調理棟に係る用地の確保、施設の整備費等の財政的なコスト及び調理員の体制整備等の課題があげられ、困難であると考えております。

なお、運搬については運搬専用車や保温箱等を使用し衛生面に配慮しているところであり、引き続き、安全・安心な給食提供に努めてまいります。

12　街づくりに当たっては、島本の魅力である山並みや田畑などの景観を生かすこと、住民の生活環境を生かすことを基本に、住民の意見を聞く場を設け、合意と納得のもとですすめること。

【回答】（都市計画課）

本町におきましては、令和５年１０月１日に、本町の特性や課題を踏まえた景観計画を策定するなど、これまで景観施策に取り組んでいるところです。

景観計画では、住宅地や農地などの住環境の景観維持や、山並み・河川などの自然景観と暮らしが調和する景観形成を目指し、将来にわたっても「住みたい」「これからも住み続けたい」と思える住環境を整えるべく、景観を活かしたまちづくりを推進しております。

なお、景観計画策定に際し、住民全体、若い世代、町外居住者、事業所をそれぞれ対象としたアンケート調査を行い、アンケート調査以外にも景観住民ミーティングの開催やパブリックコメント、公聴会を実施し、住民のみなさまのご意見などを伺っており、景観計画につきましては、それらのご意見を踏まえ策定しております。

【回答】（生涯学習課）

本町といたしましても、本町の文化財の魅力や重要性を認識しておりますので、今後も保護と活用に努めてまいります。